

福祉用具施策の動向について

厚生労働省老健局振興課

福祉用具について

【制度の概要】

- 福祉用具は、「要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、日常生活の自立を助けるもの」としており、以下のものを対象種目として厚生労働大臣告示で定めている。

	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
対象種目	・車いす(付属品含む) ・特殊寝台(付属品含む) ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト(つり具の部分を除く)	・腰掛便座 ・特殊尿器 ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ) ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分

【給付制度の概要】

① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

② 販売種目(原則年間10万円を限度)

貸与になじまない性質のもの(他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの使用によって形態・品質が変化し、再利用できないもの)は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

③ 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとしている。

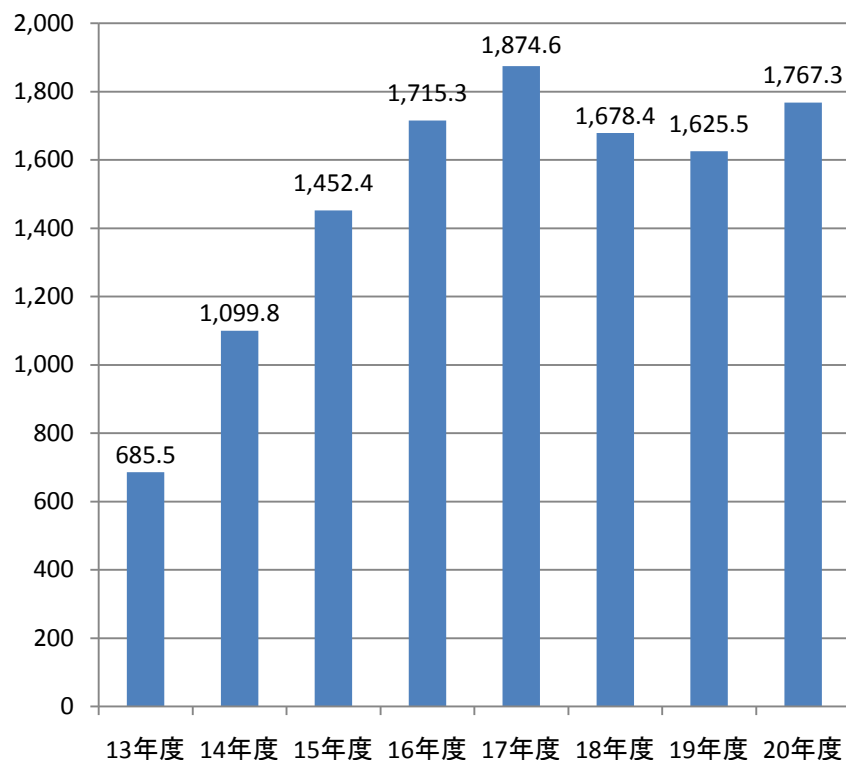
【福祉用具貸与の状況①】

○ 請求事業所数は、平成18年以降減少を続けている。

○ 一事業所あたり費用額は、平成19年に減少したが、平成20年から再び増加に転じており、この要因としては、事業所数の減少により相対的に平均費用額が増加したためと考えられる。

福祉用具貸与の費用額の推移(介護予防を含む)

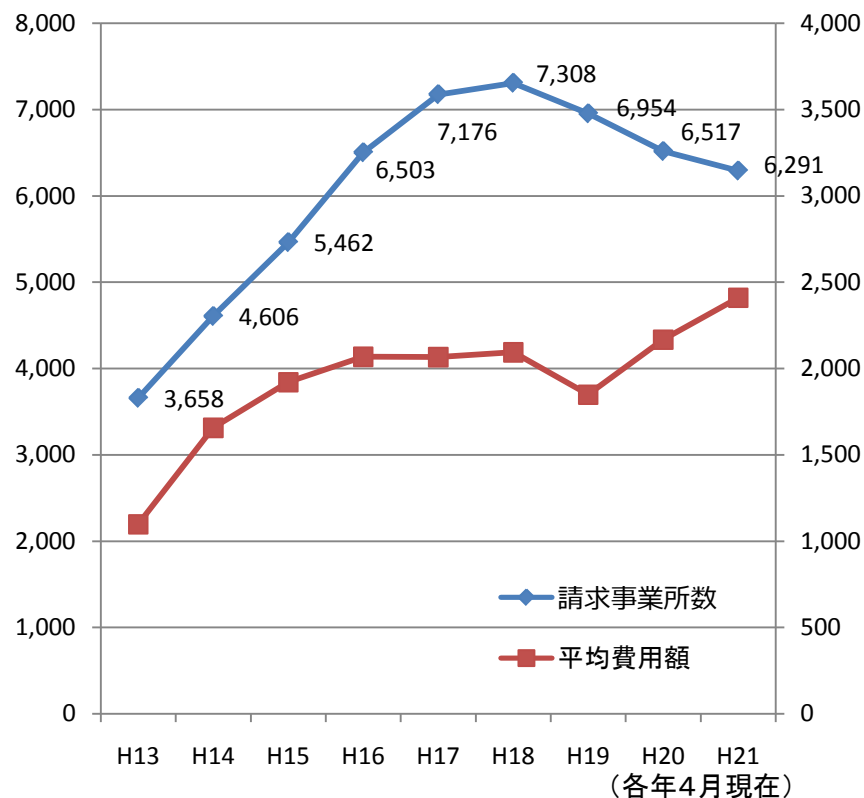
(単位:億円)



福祉用具貸与事業所数及び1事業所あたり平均額の推移

(単位:か所)

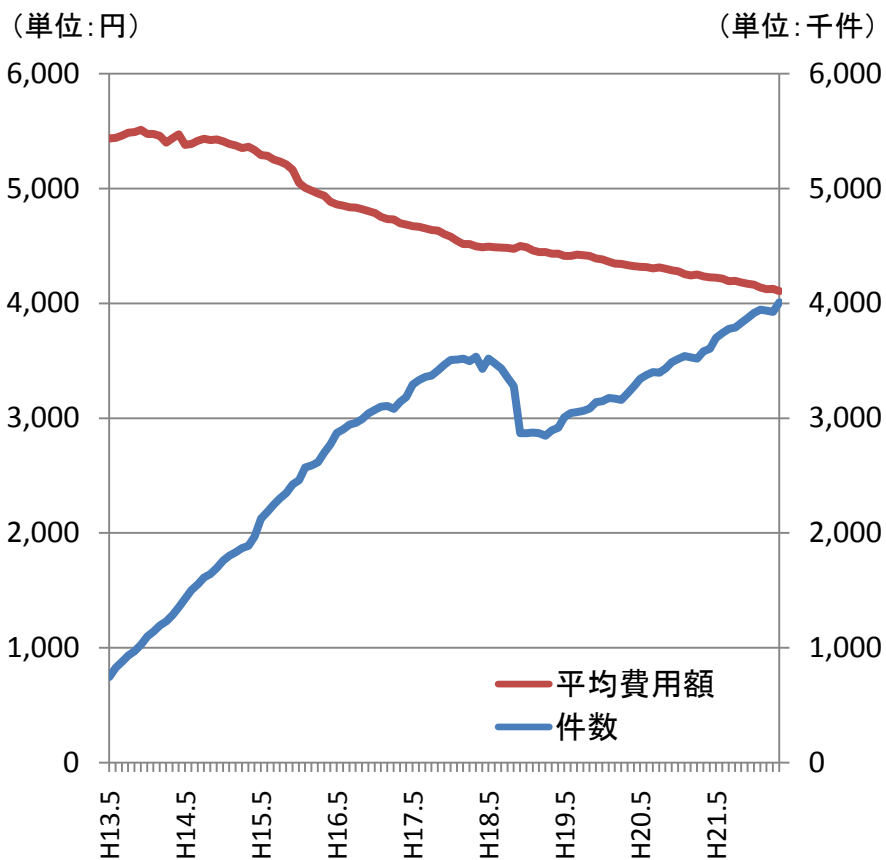
(単位:千円)



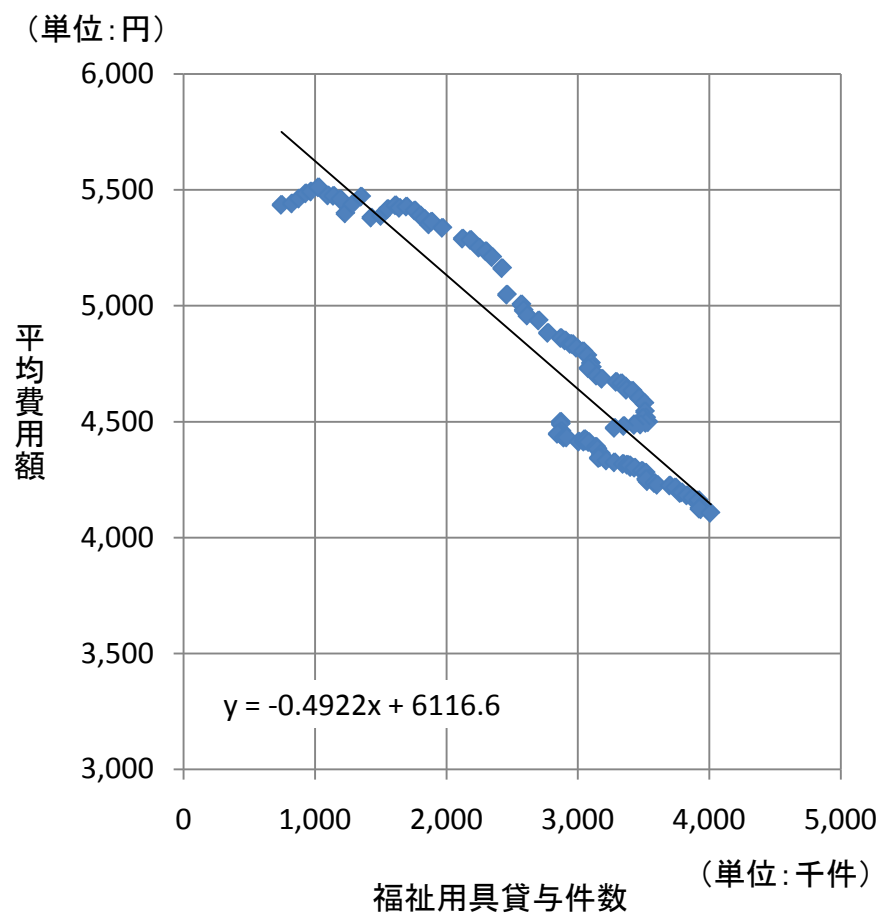
【福祉用具貸与の状況②】

- 福祉用具貸与件数は増加傾向にある一方で、1件あたり費用額(費用額÷件数)は、逓減傾向にある。
- 福祉用具貸与件数の増加に伴い、1件あたり費用額は低下している。

福祉用具貸与件数と1件あたり費用額の年次推移



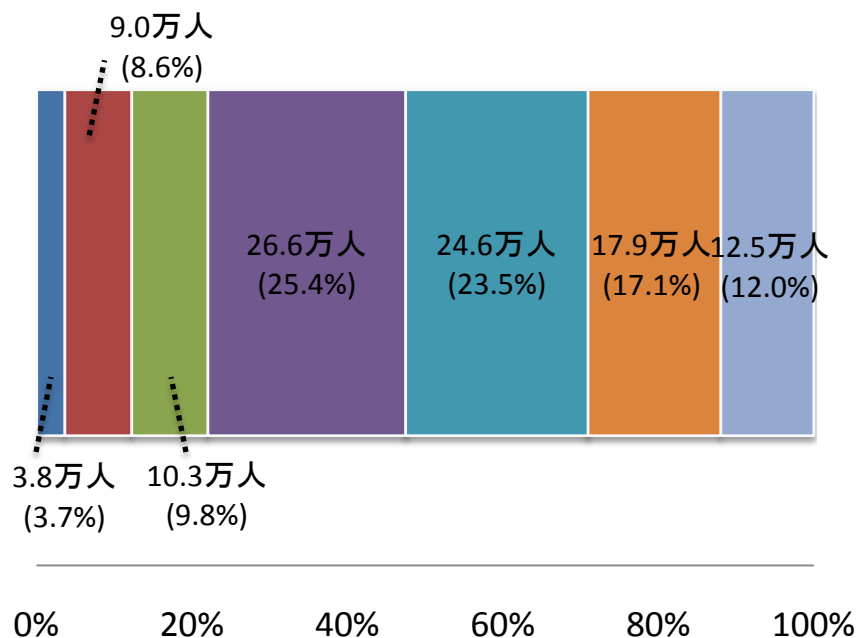
福祉用具貸与件数と1件あたり費用額の相関



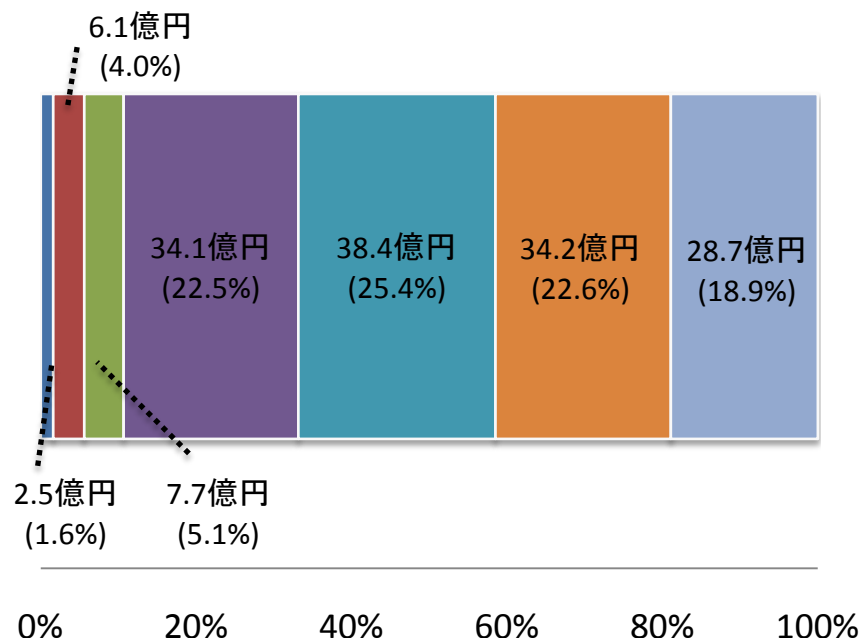
【福祉用具貸与の状況③】

○ 軽度者（要支援1～要介護1）の状況を見ると、受給者数は全体の22.1%となっており、費用額では10.7%となっている。

福祉用具貸与の要介護別受給者数



福祉用具貸与の要介護別費用額



■ 要支援1 ■ 要支援2 ■ 要介護1 ■ 要介護2
■ 要介護3 ■ 要介護4 ■ 要介護5

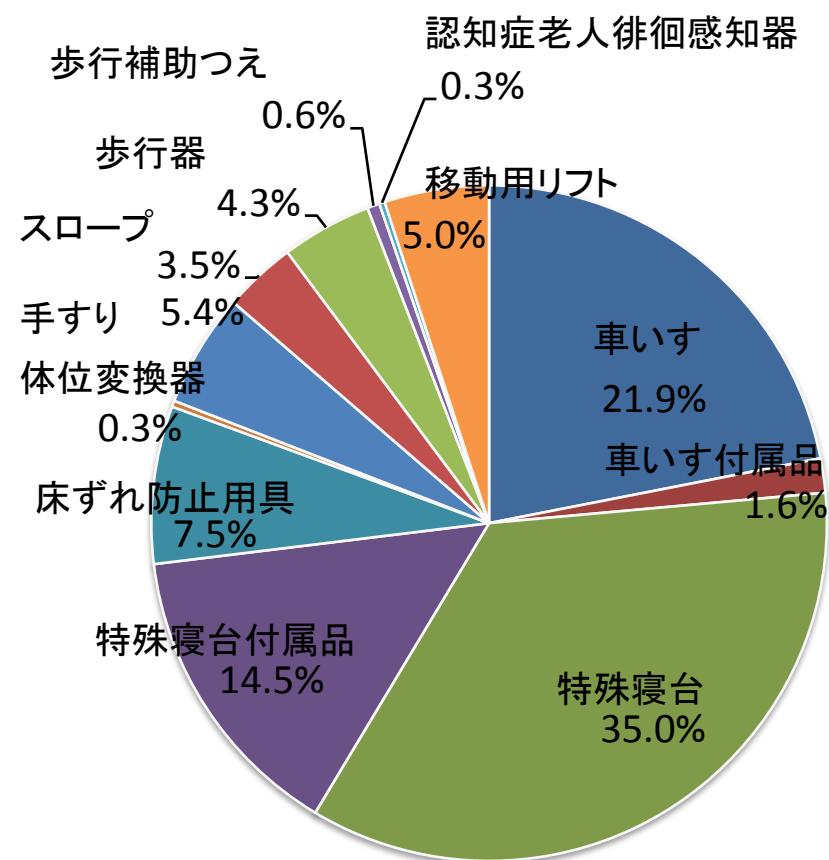
■ 要支援1 ■ 要支援2 ■ 要介護1 ■ 要介護2
■ 要介護3 ■ 要介護4 ■ 要介護5

(平成21年4月サービス提供分)

【福祉用具貸与の状況④】

- 福祉用具貸与費のうち、車いす(付属品を含む)と特殊寝台(付属品を含む)で、約75%を占めている。
- 要介護度別の種目毎の利用割合を見ると、種目毎、要介護毎にそれぞれしめる割合が異なることが分かる。

福祉用具貸与の請求内訳



福祉用具貸与の要介護度別・種目別の利用割合(平成21年4月サービス分)

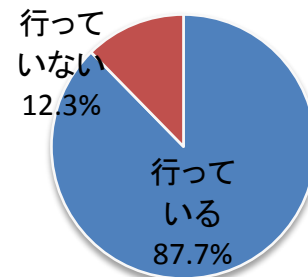
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総数
車いす	3.5%	7.1%	6.8%	22.2%	24.2%	21.1%	15.2%	100%
車いす付属品	0.8%	2.3%	3.2%	14.5%	22.8%	29.5%	26.8%	100%
特殊寝台	0.3%	1.2%	2.8%	25.3%	27.9%	23.4%	19.0%	100%
特殊寝台付属品	0.3%	1.2%	2.8%	25.9%	30.3%	24.8%	14.8%	100%
床ずれ防止用具	0.0%	0.2%	0.7%	6.1%	13.3%	27.3%	52.2%	100%
体位変換器	0.0%	0.2%	0.3%	3.0%	7.1%	20.2%	69.0%	100%
手すり	5.3%	13.5%	17.3%	27.4%	22.8%	11.2%	2.5%	100%
スロープ	0.2%	0.8%	1.9%	9.9%	25.0%	34.6%	27.7%	100%
歩行器	8.4%	19.7%	18.3%	27.3%	17.9%	7.0%	1.5%	100%
歩行補助つえ	5.0%	15.1%	14.8%	30.1%	23.4%	10.1%	1.6%	100%
認知症高齢者徘徊感知機器	0.1%	0.1%	3.4%	14.3%	38.3%	34.5%	9.3%	100%
移動用リフト	0.4%	2.0%	3.5%	20.4%	27.2%	26.0%	20.5%	100%

(平成21年4月サービス分)

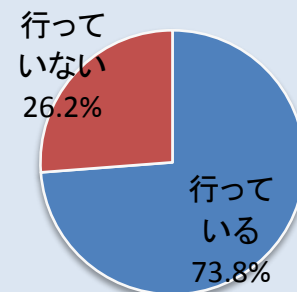
【福祉用具貸与サービスの状況①】

- 利用者の要請等に応じて行うこととしている福祉用具の使用状況の確認等について、約9割の事業所において、6か月に1回以上の頻度で実施されている。
- 確認された使用状況について、約84%の事業所において、介護支援専門員に報告されている。

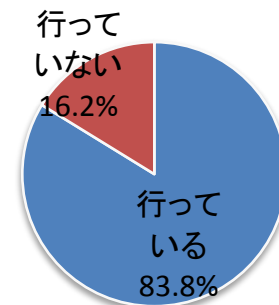
少なくとも6か月に1回は、利用者の居宅を訪問し、福祉用具の使用状況の把握、メンテナンス、調整、交換等を行っている。



利用者の居宅への福祉用具の搬入日から10日以内に、電話又は利用者の居宅を訪問して、福祉用具の使用状況を確認している。



介護支援専門員に、福祉用具の使用状況の確認結果を報告している。

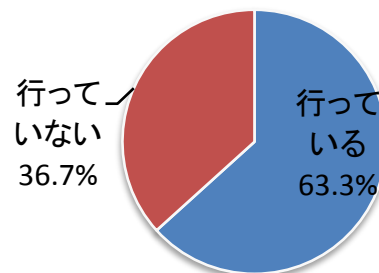


【福祉用具貸与サービスの状況②】

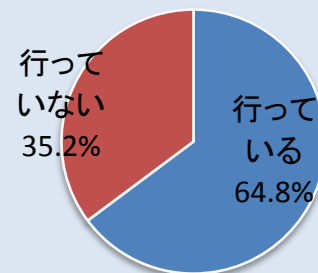
- 福祉用具ごとに製造年月・貸与日数等の履歴管理が行われている事業所は、全体の約64%である。
- 福祉用具の廃棄又は入替について、約65%の事業所では、一定の基準に基づいて行われている。

福祉用具ごとの履歴の管理を行っている。

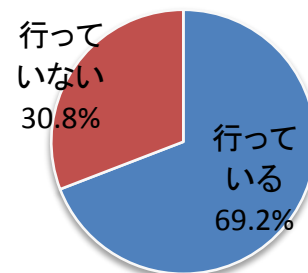
〔福祉用具ごとに識別可能で、少なくとも製造(又は購入)年月、件数、貸与日数(又は販売日)、故障及び修理の年月日並びにその内容の記載がある福祉用具管理台帳等がある。〕



福祉用具の廃棄又は入替に関する基準に基づいて、福祉用具の廃棄又は入替を行っている。



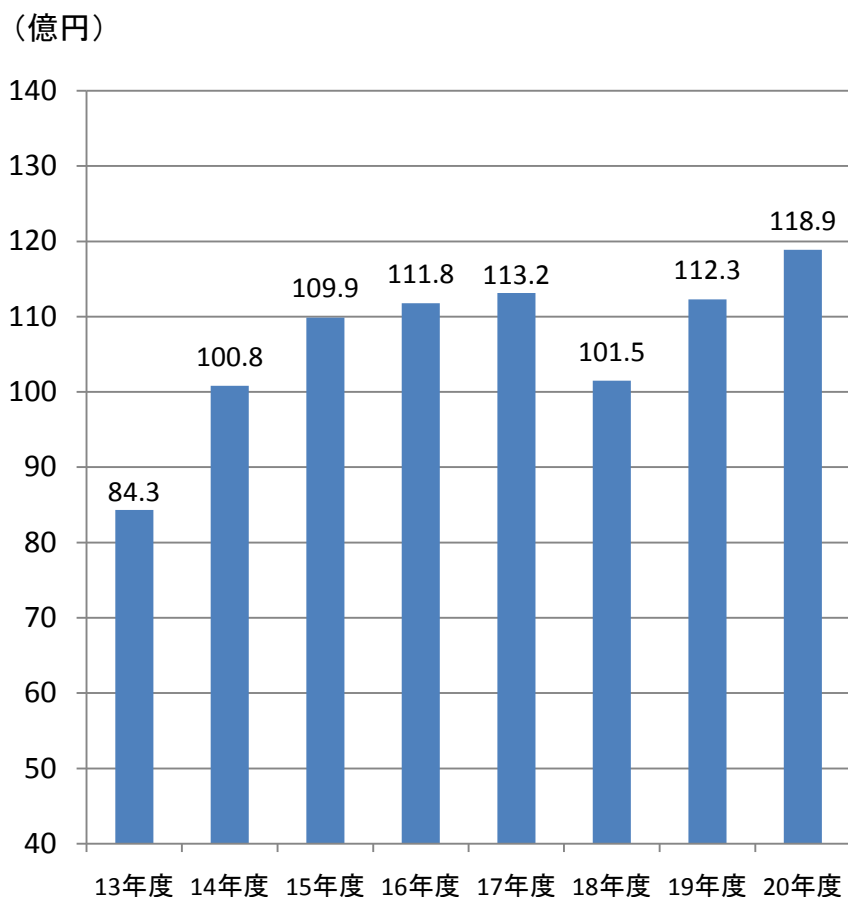
福祉用具ごとに洗浄及び消毒の状況を把握している。



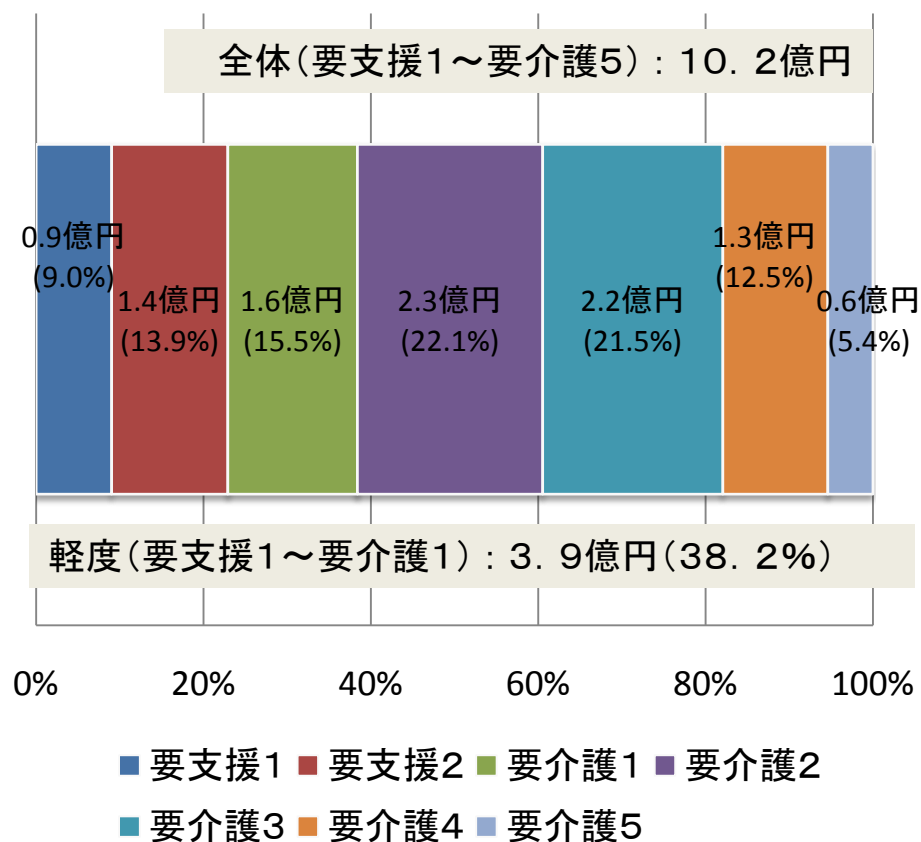
【特定福祉用具販売の状況】

○ 福祉用具販売費は、平成18年度に減少したが、平成19年度以降、再び増加に転じている。

特定福祉用具販売の給付費（介護予防を含む）



特定福祉用具販売の給付費（要介護度別）

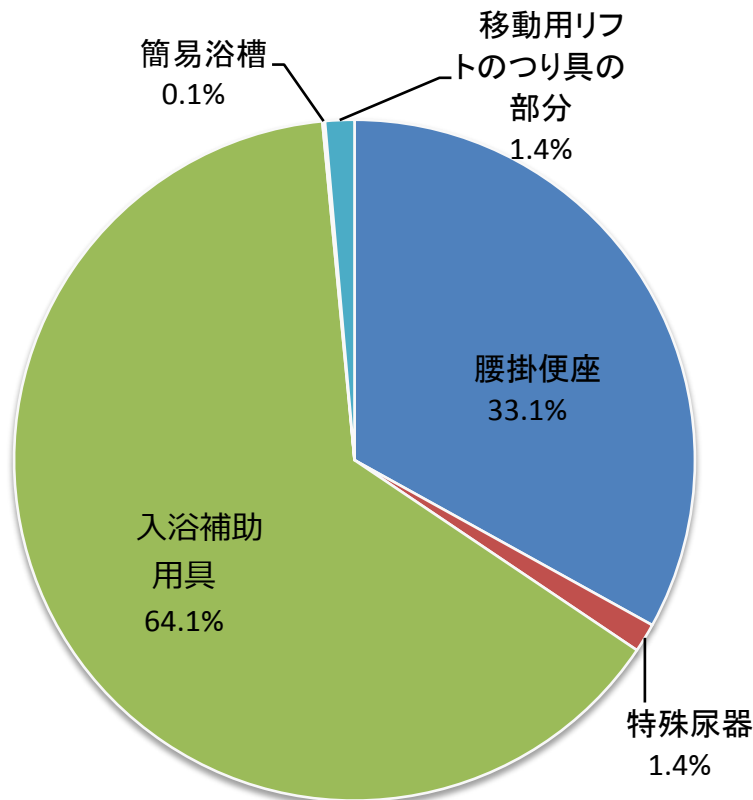


（平成21年4月支給決定分）

【特定福祉用具販売の状況②】

- 特定福祉用具販売では、腰掛便座及び入浴補助用具で全体の約97%を占めている。
- 種目毎の利用割合を要介護度別に見ると、腰掛便座・入浴補助用具ともに軽・中度者の利用が中心となっている。

特定福祉用具販売の請求件数内訳



特定福祉用具販売の要介護別・種目別利用割合

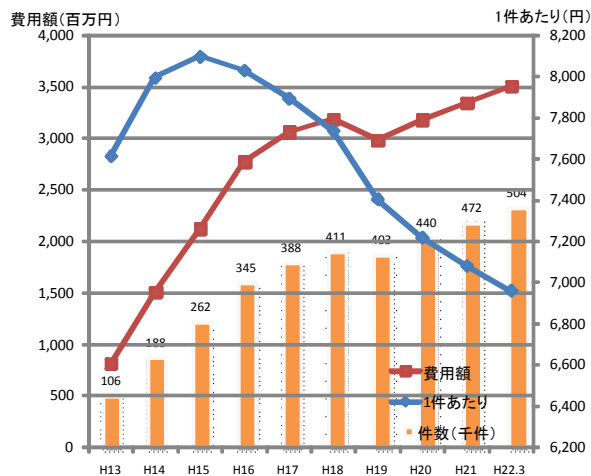
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総数
腰掛便座	761 5.8%	1440 11.0%	2,470 18.9%	3,285 25.2%	2,978 22.8%	1,568 12.0%	549 4.2%	13,051 100%
特殊尿器	12 2.2%	40 7.4%	89 16.4%	118 21.7%	136 25.0%	101 18.6%	47 8.7%	543 100%
入浴補助用具	2,729 10.8%	4,081 16.1%	6,146 24.3%	5,672 22.4%	4,173 16.5%	1,844 7.3%	650 2.6%	25,295 100%
簡易浴槽	8 16.3%	12 24.5%	2 4.1%	2 4.1%	8 16.3%	9 18.4%	8 16.3%	49 100%
移動用リフトの つり具の部分	24 4.4%	35 6.4%	63 11.5%	107 19.6%	123 22.5%	99 18.1%	96 17.6%	547 100%

(上段:販売件数、下段:構成割合)

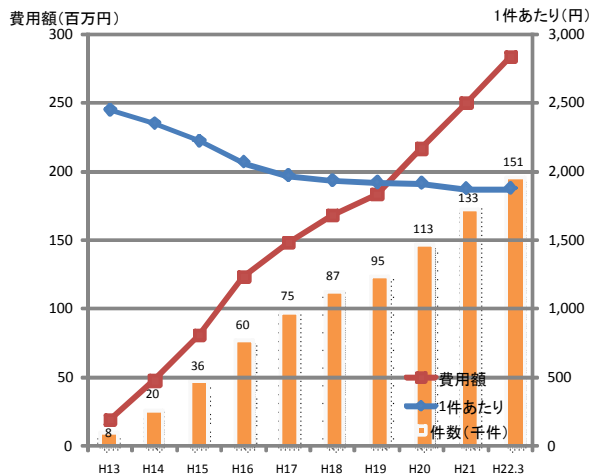
※ 介護サービス情報公表制度により登録されたデータを基に集計(平成20年7月時点)

福祉用具貸与費の種目別給付額と1件あたり平均利用額の推移①

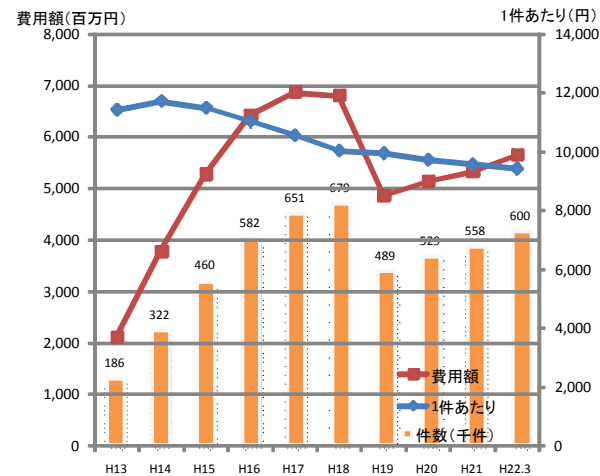
車いす



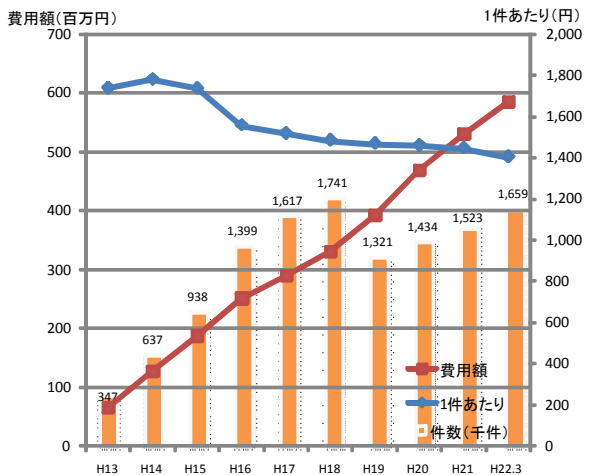
車いす付属品



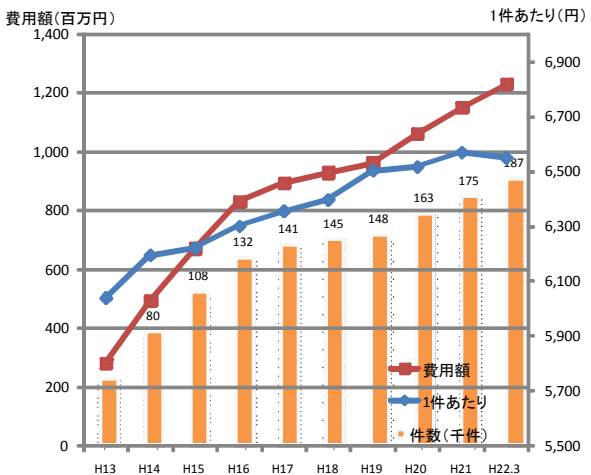
特殊寝台



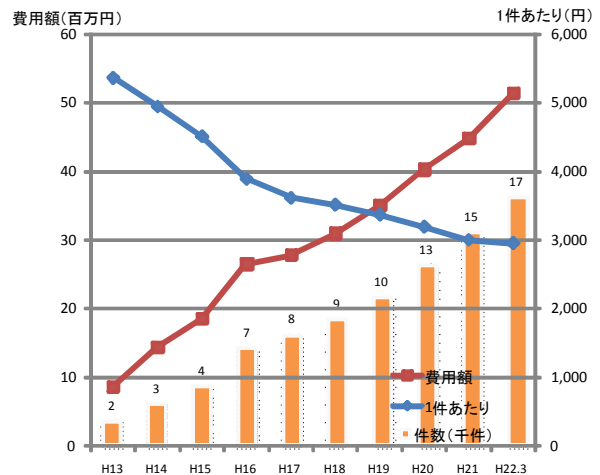
特殊寝台付属品



床ずれ防止用具

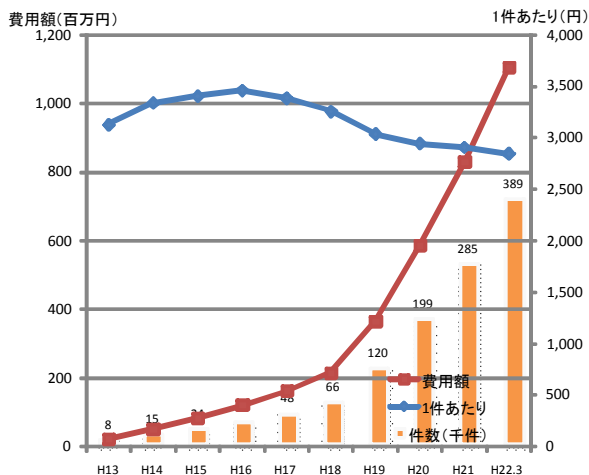


体位変換器

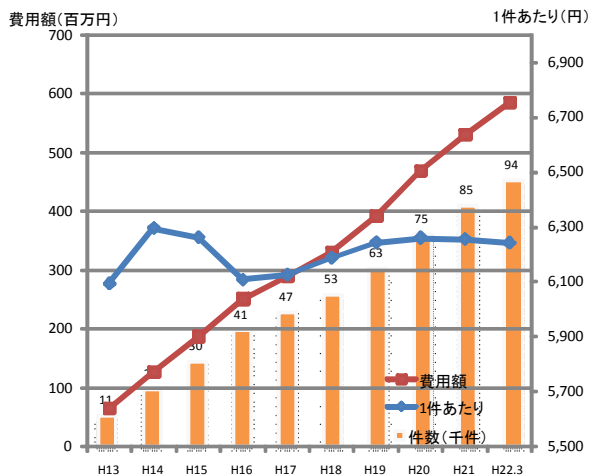


福祉用具貸与費の種目別給付額と1件あたり平均利用額の推移②

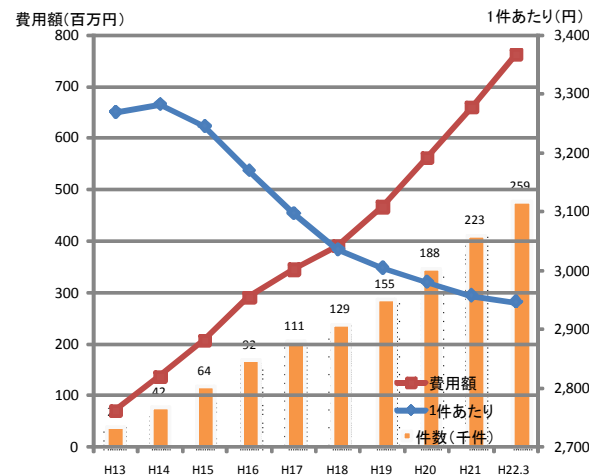
手すり



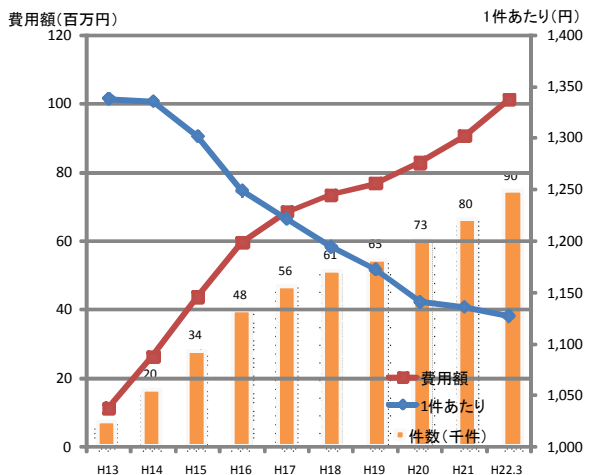
スロープ



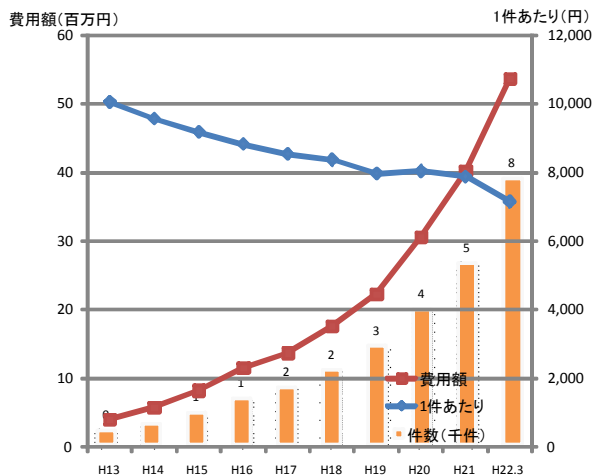
歩行器



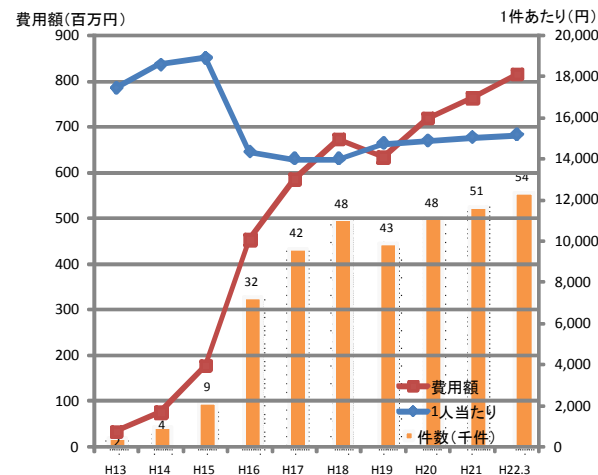
歩行補助つえ



認知症老人徘徊感知機器

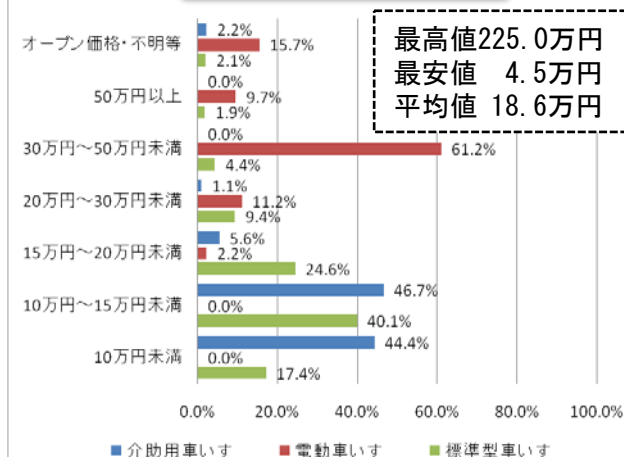


移動用リフト

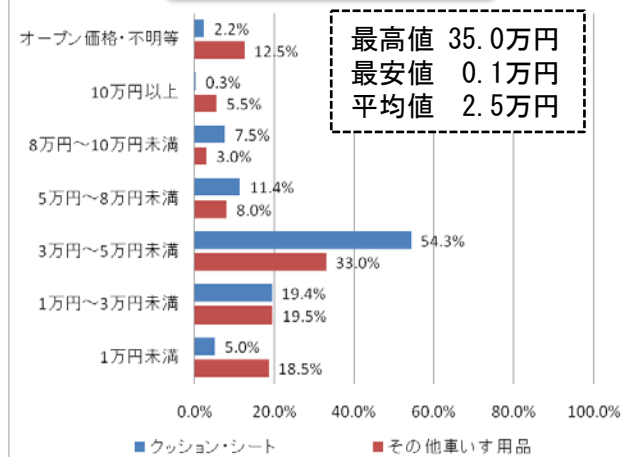


種目別希望小売価格の状況(貸与)

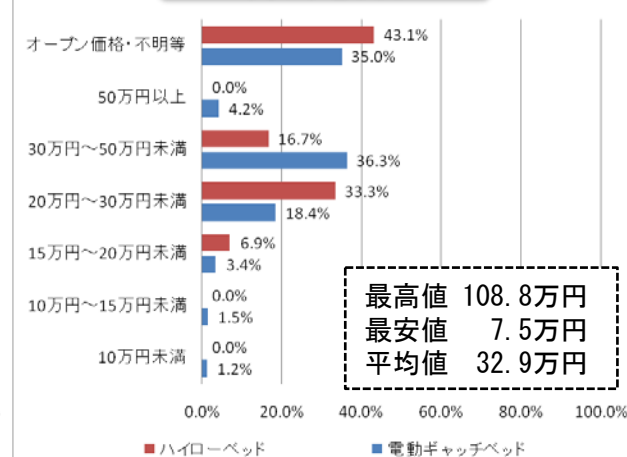
車いす



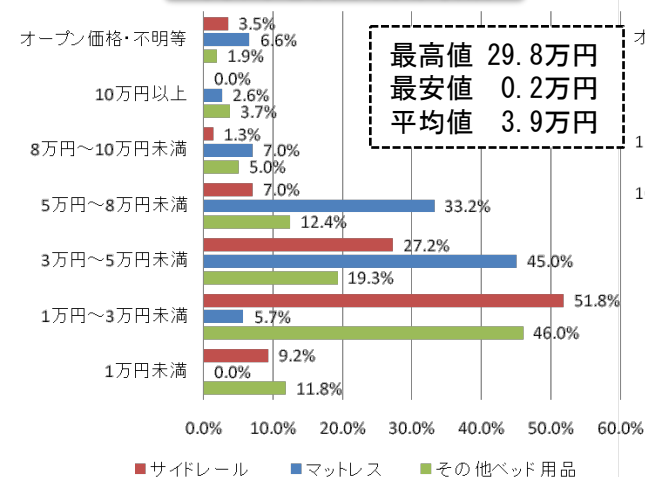
車いす付属品



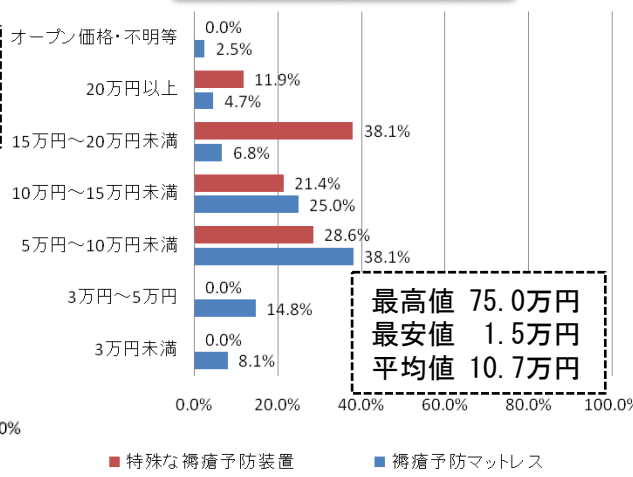
特殊寝台



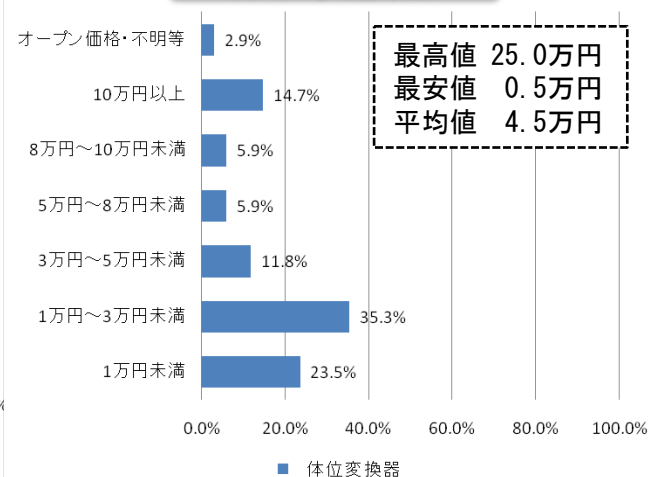
特殊寝台付属品



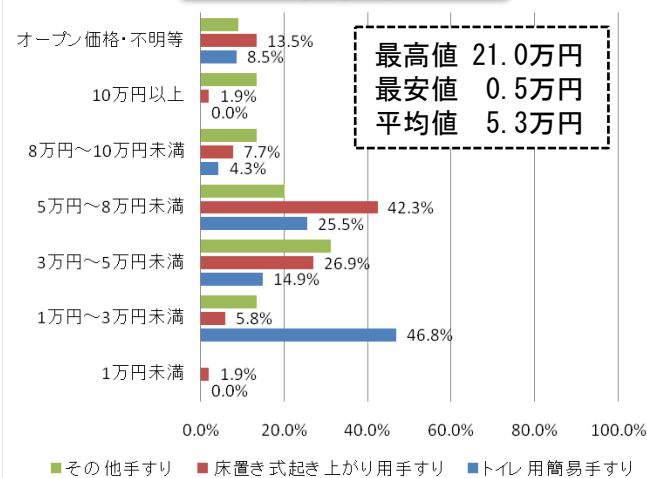
床ずれ防止用具



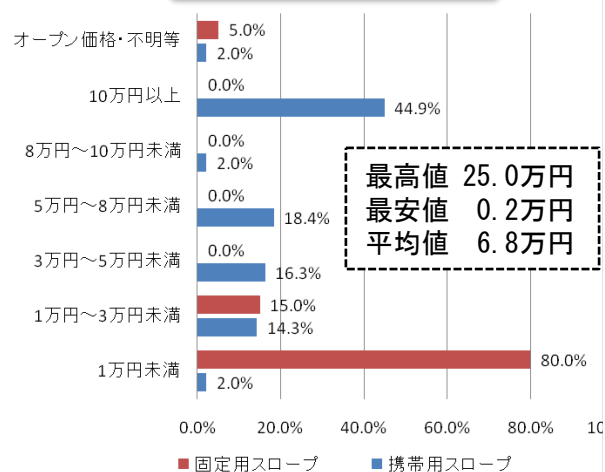
体位変換器



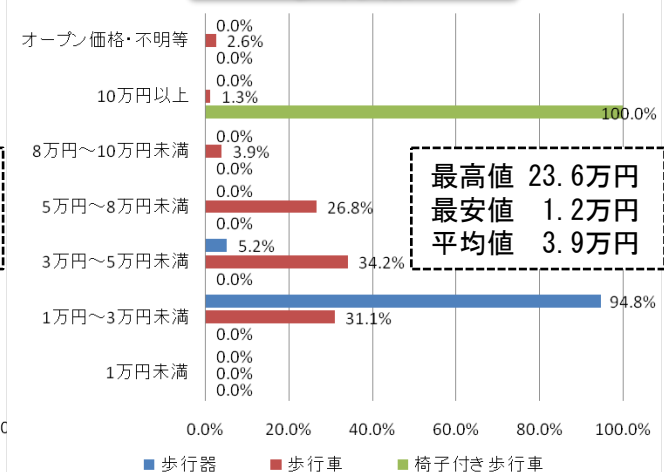
手すり



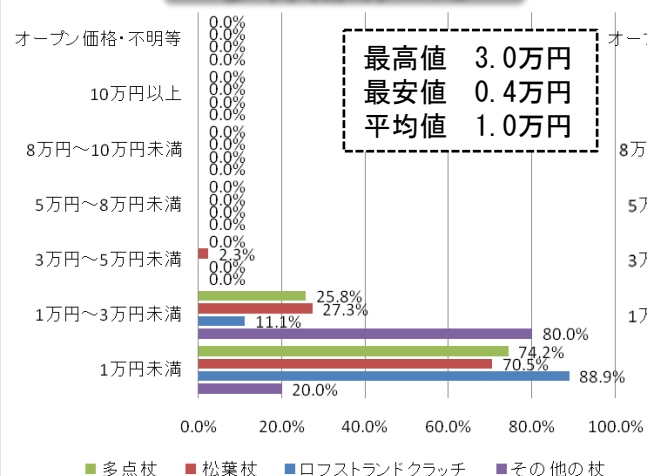
スロープ



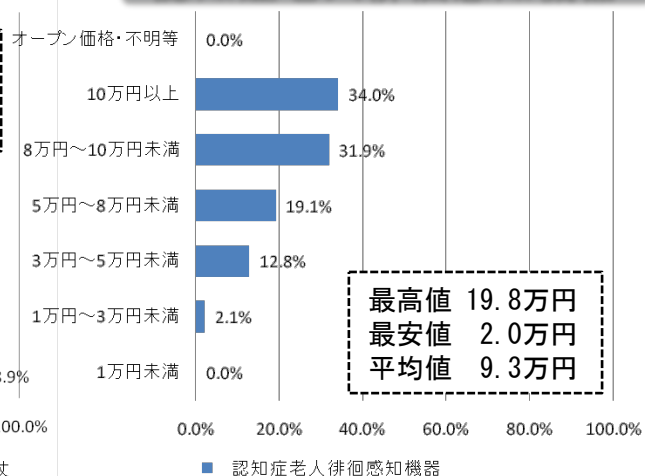
歩行器



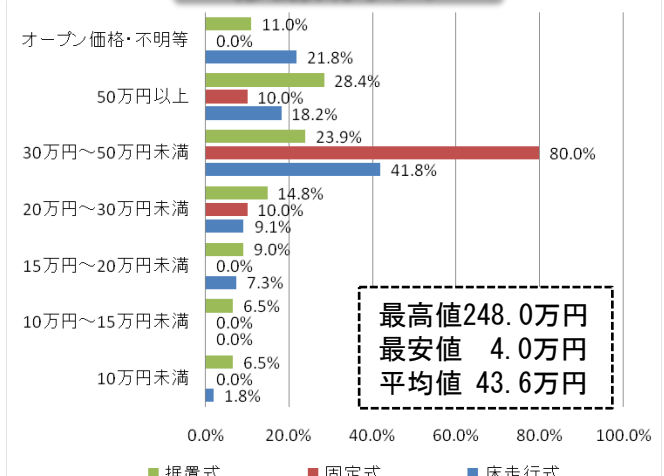
歩行補助つえ



認知症老人徘徊感知機器

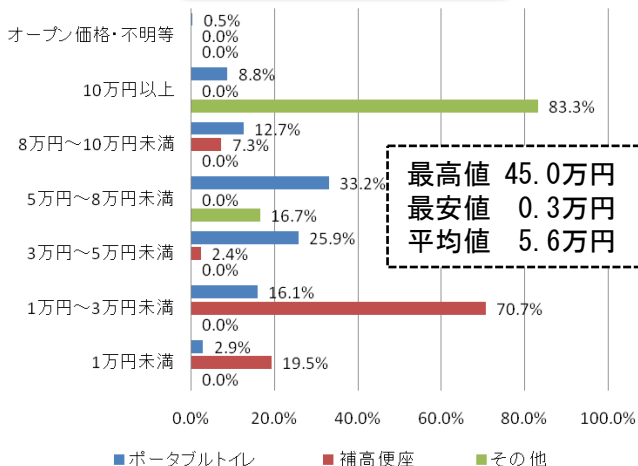


移動用リフト

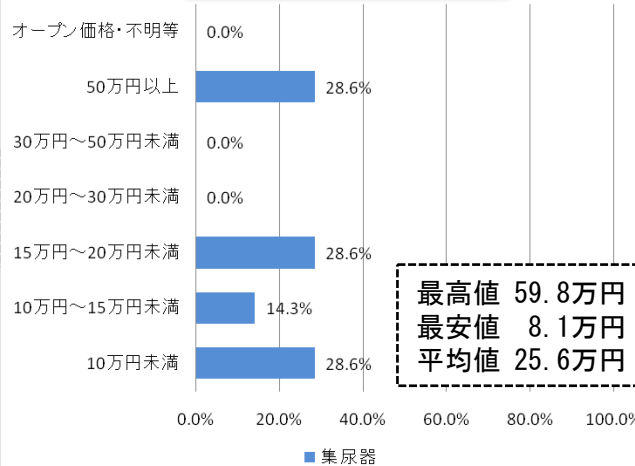


種目別希望小売価格の状況(販売)

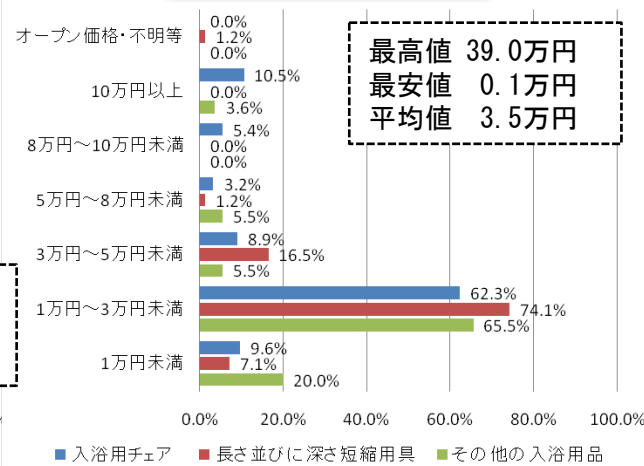
腰掛便座



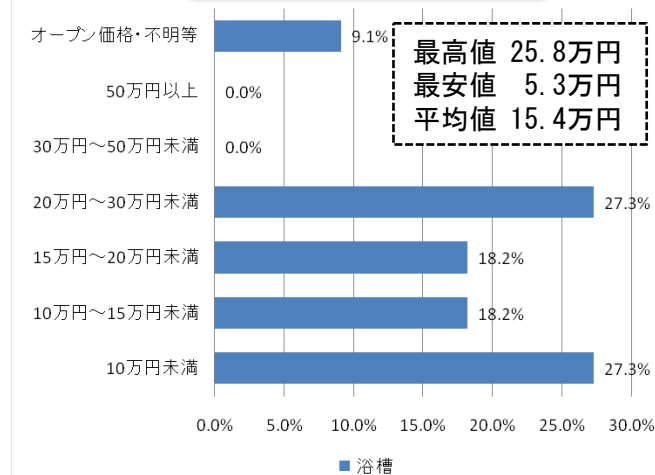
特殊尿器



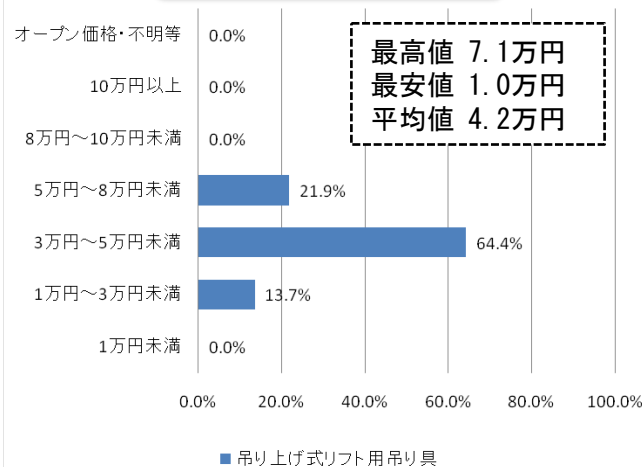
入浴補助用具



簡易浴槽



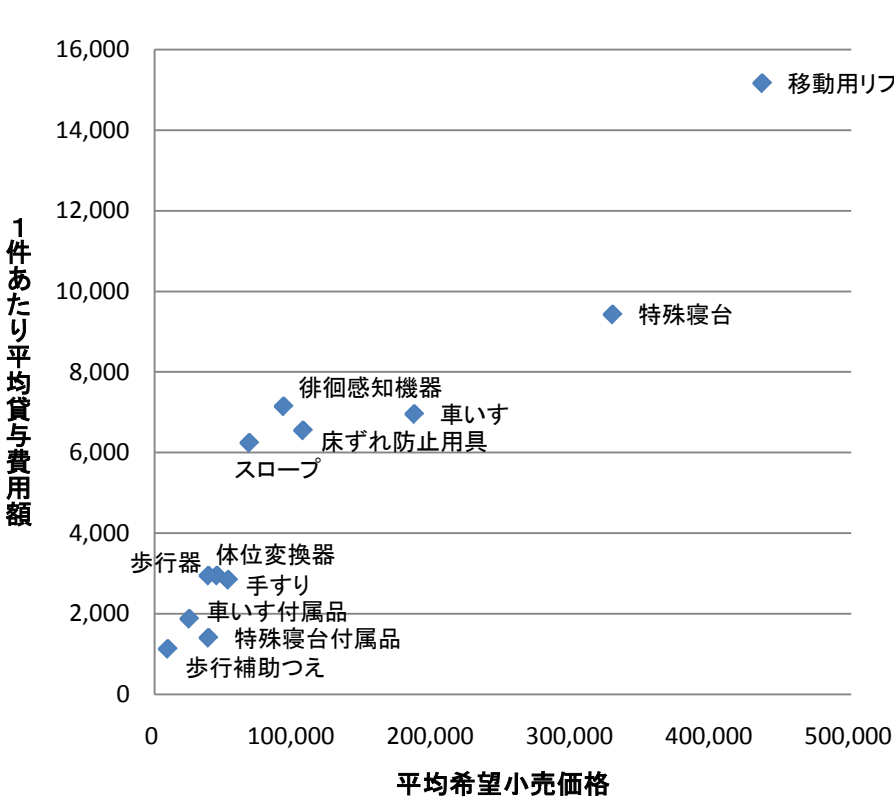
リフト吊り具



希望小売価格に対する費用額の状況

- 希望小売価格の平均と費用額がともに最高値であるのは移動用リフトであり、一方で、ともに最安値であるのは歩行補助つえである。
- 希望小売価格の平均に対する1件あたり費用額の平均は18.9ptであり、最高値は特殊寝台 (34.9pt) であり、最低値は歩行補助つえ (8.5pt) である。

【平均希望小売価格に対する1件あたり費用額(貸与)の状況】



種目	TAIS 登録数	最高値		最低値		対平均値比 (a)/(b)
		最高値	最安値	平均値 (a)	平均費用額 (b)	
車いす	992	2,250,000	45,000	186,425	6,957	26.8
車いす付属品	561	350,000	1,050	25,004	1,876	13.3
特殊寝台	484	1,088,000	75,000	328,664	9,428	34.9
特殊寝台付属品	618	298,000	2,500	38,754	1,403	27.6
床ずれ防止用具	279	750,000	14,714	106,626	6,550	16.3
体位変換器	34	250,000	2,500	44,871	2,948	15.2
手すり	144	210,000	5,320	52,979	2,841	18.6
スロープ	69	250,000	2,000	68,066	6,242	10.9
歩行器	308	236,000	12,000	38,750	2,946	13.2
歩行補助つえ	151	30,000	3,900	9,574	1,128	8.5
認知症老人徘徊感知機器	47	198,000	19,800	92,672	7,148	13.0
移動用リフト	220	2,480,000	40,000	436,008	15,168	28.7

※「平均値」: TAISに登録された希望小売価格の単純平均
※「平均費用額」: 福祉用具貸与単位数÷件数(介護給付費実態調査平成22年3月)

国保連合会介護給付適正化システムの改修について

【平成21年度介護報酬改定に関する審議報告】(第62回介護給付費分科会抜粋)

福祉用具貸与の価格については、同一製品で非常に高額になるケース等(いわゆる「外れ値」)が一部存在していること等を踏まえ、競争を通じた価格の適正化を推進するため、製品毎等の貸与価格の分布状況等の把握・分析・公表や、介護給付費通知における同一製品の貸与価格幅等の通知を可能とするなど、都道府県、市町村の取組を支援する。



国民健康保険中央会より国保連合会介護給付適正化システムの改修

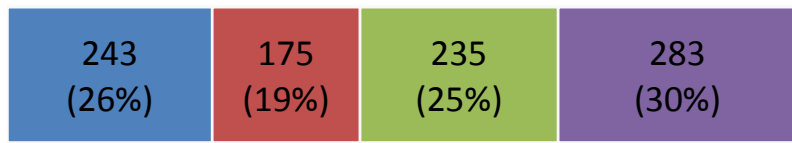
- ・国民健康保険中央会のご協力のもと、国保連合会介護給付適正化システムを改修いただき、新たに検索条件等を拡充
- ・当該システムの積極的な活用を要請したところであり、今後とも、介護給付費通知の発出等、競争を通じた価格の適正化に係る施策を推進するよう依頼
(国保連合会介護給付適正化システムの改修における福祉用具の介護給付の適正化の推進について(平成21年6月17日付事務連絡))

【保険給付の適正化】

- 平成21年8月、国保連合会介護給付適正化システムを改修し、検索条件等の拡充を実施。
- 給付費通知を発送(予定)する保険者は418か所であり、このうち改修による拡充機能を活用し、介護給付費通知を発送(予定)の保険者は101か所である。

【給付費通知発送状況】

(n=936)



■ 発送した ■ 発送予定 ■ 検討中 ■ 発送予定無し

【拡充機能活用状況】

(n=418)



■ 活用した ■ 活用予定 ■ 検討中 ■ 活用予定無し

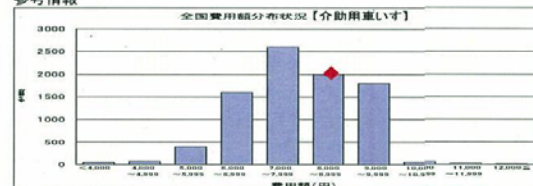
介護給付費通知書（福祉用具貸与品目）

- 〇〇 〇〇 様（被保険者番号：14207700XX）
- このお知らせは、あなたが利用する製品と同じものの費用額の分布と、あなたの費用額が分布のどこに位置するかを知っていただくためのものです。
- 平成 20 年 〇 月 分

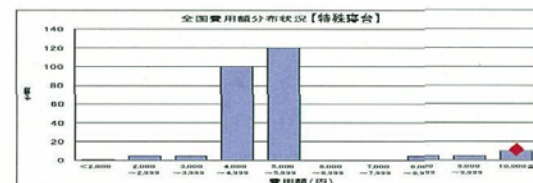
【あなたが利用した福祉用具と費用】

サービス事業所	TAISコード	福祉用具商品名	費用額
福祉用具貸与事業所	99999-999999	介助用車いす	8,000
福祉用具貸与事業所	99999-999999	特殊寝台	10,500
福祉用具貸与事業所	99999-999999	特殊寝台付属品	2,000

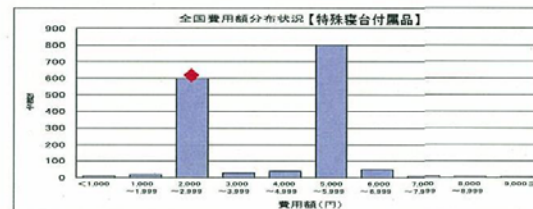
参考情報



	全国	都道府県	保険者
請求件数	10,000	1,000	100
最低費用額	2,000	2,500	2,000
最高費用額	7,500	7,500	7,000
平均費用額	120,000	100,000	100,000
平均費用額	12,220	10,250	9,700



	全国	都道府県	保険者
請求件数	500	80	10
最低費用額	1,000	1,000	1,000
最高費用額	5,500	5,500	5,000
平均費用額	12,500	11,500	11,000
平均費用額	4,500	4,167	4,000



	全国	都道府県	保険者
請求件数	2,000	500	10
最低費用額	500	1,000	2,000
最高費用額	5,500	5,500	5,000
平均費用額	10,000	10,000	9,500
平均費用額	3,500	3,667	3,833

※ 費用額は、あなたが福祉用具をレンタルされた際にお支払いになった金額と保険給付額の合計額を記載しています。（特別地域加算分を除く。）

※ 右の表では、あなたが借りている福祉用具と同一製品の貸与価格について、全国、都道府県、保険者それぞれの範囲での、「最低費用額（最も安い価格）」、「最廉費用額（最も請求の多い価格）」、「最大費用額（最も高い価格）」、「平均費用額（平均値）」を表しています。

また、費用額には、搬出入費、メンテナンス費等のサービス費用が含まれている場合もあり、また、価格の分布状況等により平均費用額等必ずしも代表値とはいえない場合があります。

※ グラフでは、同一製品の価格について、それぞれの価格幅（横軸）について、どれくらい貸与されているのか（縦軸）を示しており、更にあなたが借りた価格（点）も示しています。なお、適正価格を表したものではありません。

（標準帳票のイメージ。記載する福祉用具数、注釈等は保険者により変更可能。）

【給付費通知（イメージ）】

福祉用具の研究開発

平成21年度まで		平成22年度以降
福祉用具研究開発助成事業	事業名	社会福祉振興助成事業
(財)テクノエイド協会	実施主体	(独)福祉医療機構
2. 1億円(平成21年度)	予算額	30. 5億円の内数(平成22年度)
・ 用具の研究開発 ・ 用具に関する調査研究	テーマ	【先進的・独創的活動支援事業】 ・ 日常生活、社会参加等を支援する福祉用具の実用化研究開発に関する事業
企業・研究開発機関 研究開発書提出 (助成金要望) 研究計画審査・採否決定 (助成金交付) (財)テクノエイド協会 福祉用具研究開発委員会 交付金 (助成金原資) (独)福祉医療機構 長寿社会福祉基金 出資金 厚生労働省	スキーム	企業・研究開発機関 研究開発書提出 (助成金要望) 研究計画審査・採否決定 (助成金交付) (独)福祉医療機構 社会福祉振興助成事業 審査・評価委員会 意見具申 委嘱 福祉用具研究開発委員 補助金 (助成金原資) 厚生労働省

用具の研究開発

在宅又は施設において、日常生活、社会参加等を支援する用具の実用化研究開発

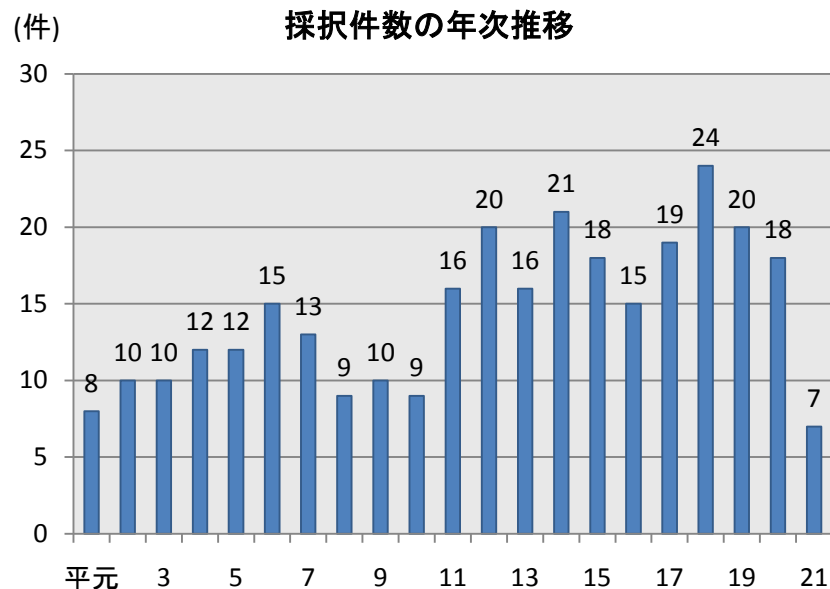
- ア 新技術・新材料を利用した研究開発
- イ 既存技術・既存材料を応用した研究開発
- ウ 既存製品(外国製品を含む)の研究開発
- エ 単機能製品を組み合わせた新システム製品の研究開発
- オ 生産工程を合理化するための技術開発

研究開発に関する重点テーマ

平成21年度は、以下のテーマを重点的に研究

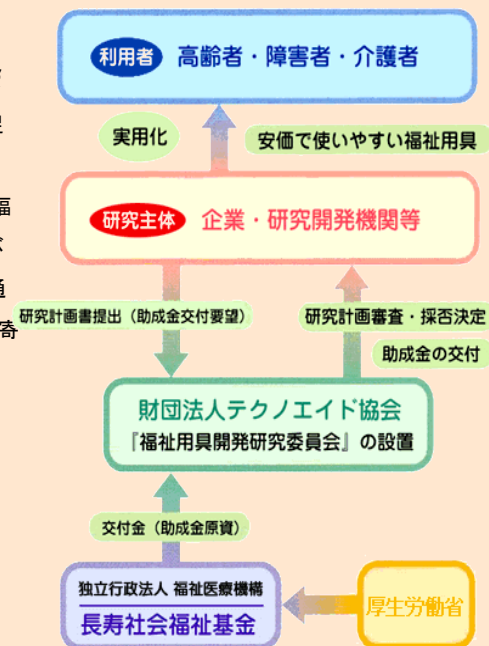
- ① 排泄関連用具の研究開発
- ② 座位保持装置の研究開発
- ③ 視覚聴覚障害者の情報コミュニケーション支援機器の研究開発
- ④ 就労支援のための福祉用具の研究開発
- ⑤ 自助具の研究開発

研究開発助成事業の仕組み



(財) テクノエイド協会

- 「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」に基づく指定法人
- 「福祉用具の研究、開発等の推進、福祉用具の試験評価、情報の収集及び提供並びに義肢装具士の養成等を通じて、障害者及び高齢者の福祉増進に寄与する。」ことを目的に設立



社会福祉振興助成費補助金概要

事業目的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的とする。

補助金の規模・交付先

平成22年度予算額：3,047百万円

交付先：独立行政法人福祉医療機構

助成対象事業

独立行政法人福祉医療機構は、次の事業を実施するものとする。

(1) 先進的・独創的活動支援事業

社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業、全国又は広域的な普及・波及を念頭に制度や施策を補完・充実させる事業

→ **福祉用具の研究開発に係る事業：平成22年度採択数 12件（新規8件、継続4件）**

(2) 地域活動支援事業

社会福祉諸制度の谷間や制度外のニーズ、地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業

(3) 障害者スポーツ支援事業

スポーツを通じ、障害者の社会参加を推進する事業

助成対象事業者

社会福祉法人、一般社団又は財団法人、特定非営利活動法人、社会福祉の推進に寄与する事業を行う法人又は団体

平成22年度 先進的・独創的活動支援事業 採択事業

日常生活、社会参加等を支援する福祉用具の実用化研究開発に関する事業

【平成22年度 11件 109,039千円】

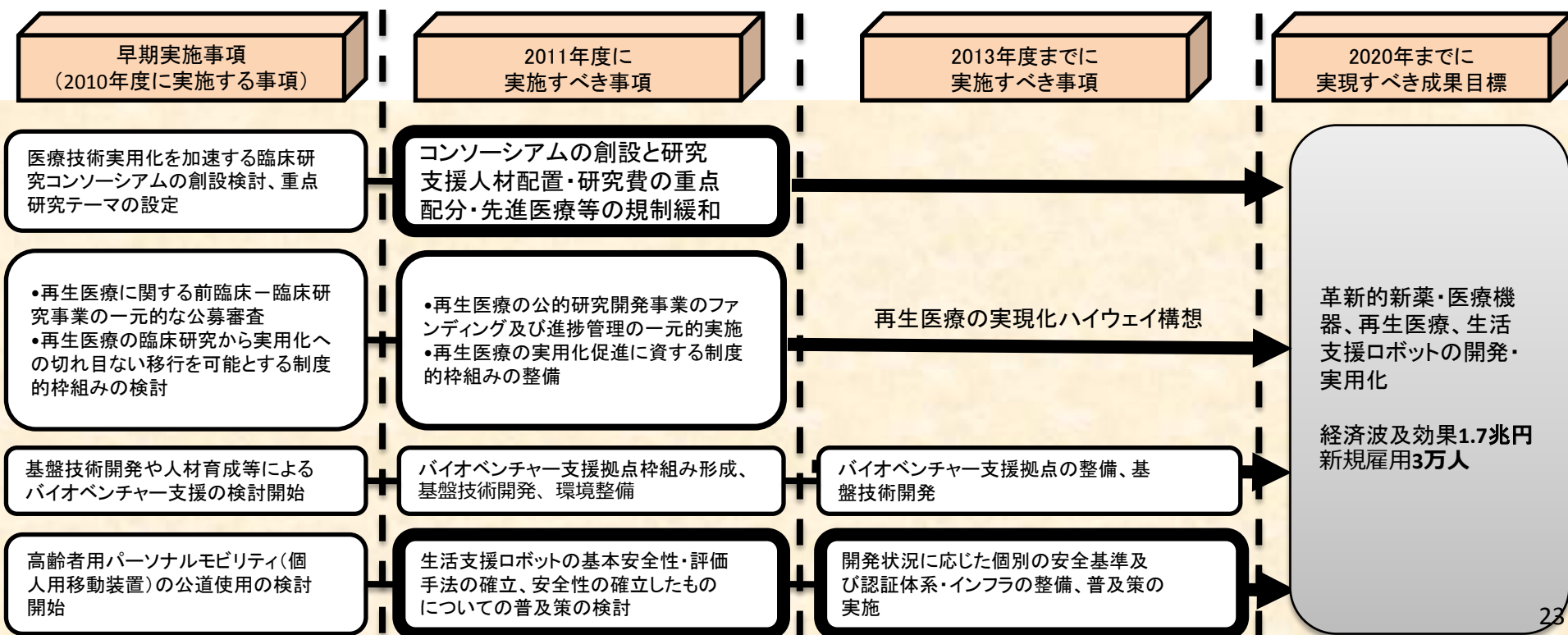
所在地	団体名	事業名	内定額 (千円)
北海道	株式会社電制	舌・顎・唇における構音運動を補完するリアルタイム音声コミュニケーション装置の研究開発事業	5,000
東京都	アライド・ブレインズ株式会社	肢体不自由者向けPC操作・入力支援ソフトの全面リニューアルと機能拡張事業	8,000
島根県	NPO法人プロジェクトゆうあい	携帯ゲーム機を活用した発声障がい者のためのコミュニケーション支援ソフトの開発事業	9,765
島根県	有限会社ユーエムディー	島根県電動車いす用の新方式入力装置の開発事業	5,000
東京都	全国福祉用具専門相談員協会	福祉用具利用後の状況確認(モニタリング)から見える製品使用の不具合に関する調査研究事業	4,000
東京都	テクノツール株式会社稲城事業所	重度障がい者の介護・支援者のための携帯型エアペン文字盤システムの開発事業	14,000
東京都	フランスベッド株式会社	手動車いす自動ブレーキ装置の改良と実用化の事業	20,331
埼玉県	株式会社サンワ	搭乗フロアー自動水平式の手動・電動車いす用階段昇降車コンパクトタイプの開発事業	14,000
東京都	株式会社東京信友	東京都環境音を文字情報に変える聴覚障がい者用屋内信号装置の開発事業	12,915
大阪府	株式会社アシスト	「共通ジョイントシステム」による「コスト抑制」と「納期短縮」と「リサイクル」を目的とする「姿勢保持用車いす等オーダーフレーム」の開発事業	10,500
北海道	株式会社プラウシップ	小型軽量なトランスファ・スツールの開発事業	5,528

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

(日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発推進)

安全性が高く優れた日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発を推進する。産官学が一体となった取組や、創薬ベンチャーの育成を推進し、新薬、再生医療等の先端医療技術、情報通信技術を駆使した遠隔医療システム、ものづくり技術を活用した高齢者用パーソナルモビリティ、医療・介護ロボット等の研究開発・実用化を促進する。その前提として、ドラッグラグ、デバイスラグの解消は喫緊の課題であり、治験環境の整備、承認審査の迅速化を進める。

— 新たな医療技術の研究開発・実用化促進 —



福祉用具の安全性について

○臨床的評価実施事業

〔事業の概要〕

福祉用具を必要とする人は、虚弱な高齢者・障害者が多く、特に高齢者による製品欠陥、誤使用による事故が急増している。

単に福祉用具を製品として捉えた工学的安全性の評価だけでなく、利用者の状態像や使用する環境にも着目した臨床的な観点で、安全性や使い勝手等を第三者機関が評価し、安全性、利便性に関する評価、公表及び情報提供を行う環境整備を推進する。

〔評価方法〕

・臨床的評価

-福祉用具の特性のうち工学量に変換するのが困難なものを、専門職の臨床的経験に基づき評価

-安全性、適応における問題点についてチームアプローチによる評価、合議制

〔対象品目〕

・手動車いす ・電動車いす（標準型・簡易型・ハンドル型） ・特殊寝台

※来年度以降、他の福祉用具についても評価対象の拡大を検討

○利用者の安全性の確保の徹底

・福祉用具の重大製品事故に関しては、適宜、消費者庁より公表されており、事故防止のため、その都度メールにて情報提供 → 福祉用具貸与事業所等への周知徹底

・関係省庁と連携しつつ、販売メーカーや福祉用具貸与事業所等も含め一体となって取り組む必要性

福祉用具（製品）の安全利用を確保するための取り組み

～平成15年度

平成16年度

平成17年度

平成18年度

平成19年度

平成20年度

平成21年度

福祉用具は、利用者の自立支援や介護者の介護負担を軽減するものとして欠くことのできないもの
また、介護施設における腰痛問題や、介護従事者等の不足から福祉用具の活用が必要

経済産業省

平成19年5月
消費生活用製品安全法の施行

インターネットによる
事故情報の公表

製品の欠陥に伴う事故
誤った使用方法等に伴う事故

安全利用を確保する為の施策検討が必要

利用者の状態（身体機能）や、実際の利用場面を想定した
安全性や使い勝手等の「臨床的評価」が重要
また、そうした臨床結果情報を提供することが必要

手動車いす
電動車いす
在宅用電動介護用ベッド

平成20年5月
新JISマーク開始

登録試験所の認定
新JISマーク



電動車いす
PSCマーク化を検討



PSCマーク(特定製品)

厚生労働省
(テクノエイド協会)

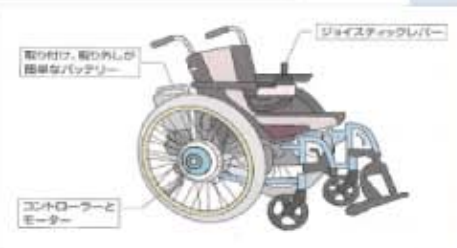
国内外の先行事例
調査研究

臨床的評価の評価項目、
評価方法等の検討
モデル事業の実施

実施体制の検討
評価者向けマニュアル作成

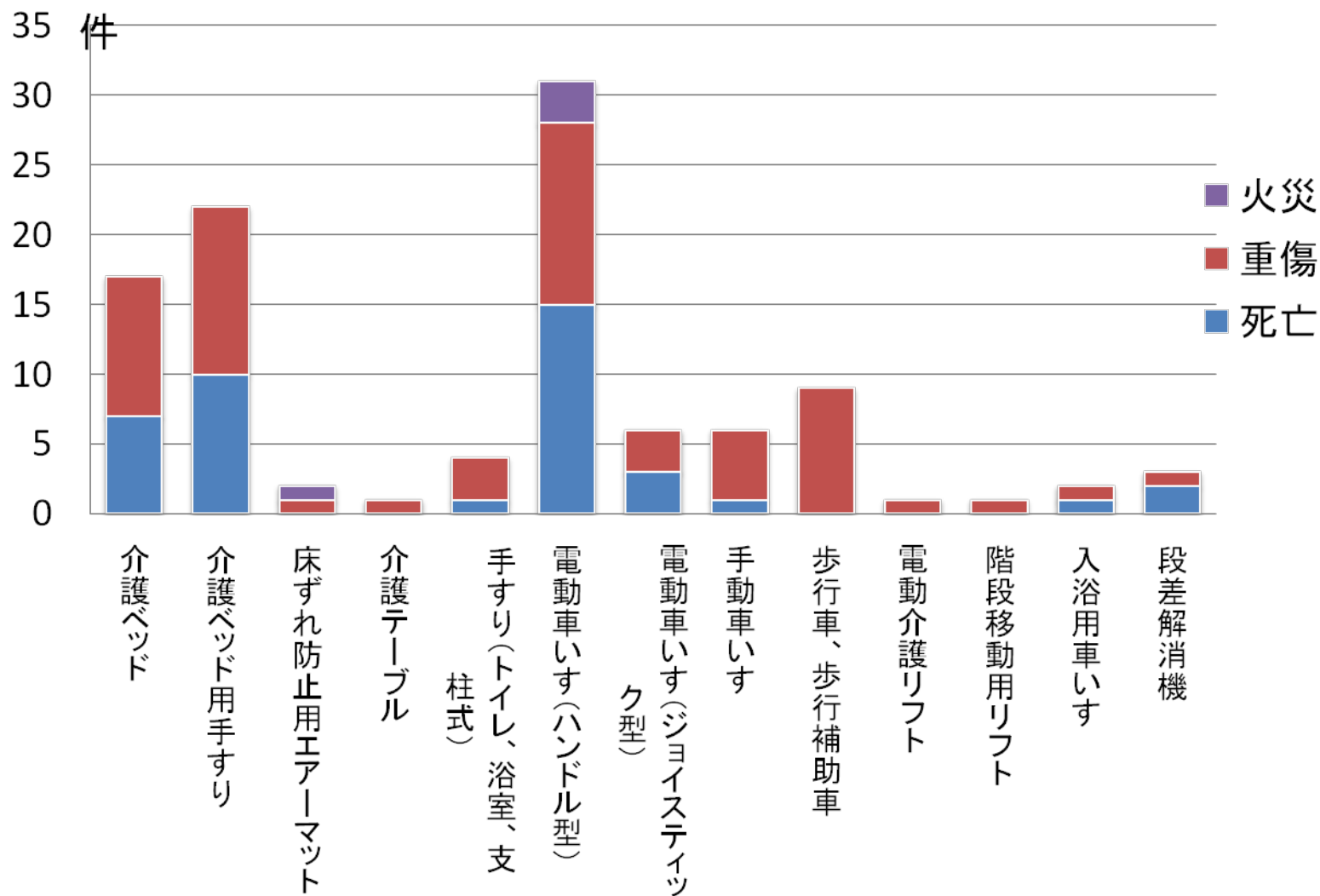
臨床的評価業務方法書

評価結果の判定基準
情報提供の在り方
評価項目の最終点検



福祉用具臨床的評価事業

経済産業省(METI)公表重大製品事故

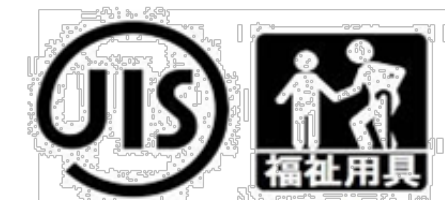


※ 「経済産業省(METI)重大製品事故公表」から抜粋(2007年5月14日～2009年08月11日)

福祉用具の標準化について

1. 福祉用具のJISマークの制定、普及

福祉用具JISマーク品は手動車いす、電動車いす、ハンドル電動車いす、車いす用可搬型スロープ、在宅用電動介護用ベッド、入浴台、浴槽内すのこ、浴槽内いすの8品目(2010年4月現在)



2. 福祉用具のJIS規格制定

JIS規格が制定された福祉用具

手動車いす

電動車いす

家庭用段差解消器

在宅用電動介護用ベッド

移動用リフト

車いす用可搬型スロープ

床ずれ防止用具

木製松葉つえ

JIS規格の制定を検討中の福祉用具

入浴補助用具

体位変換器

ポータブルトイレ

歩行車・歩行器

エルボクラッチ

多点つえ

福祉用具臨床的評価事業

1. 臨床的評価事業の目的

利用者が福祉用具を使用する場面（臨床）についての知見を有する専門家及び障害の当事者の合議制により、安全性や操作機能性に関する評価基準に基づき、評価を実施し、認証された福祉用具の公表及び情報提供を行う事業。



（認証マーク）

2. 評価対象の種目

現 行	手動車いす	電動車いす	特殊寝台
拡大予定	入浴補助用具	車いす用可搬型スロープ	

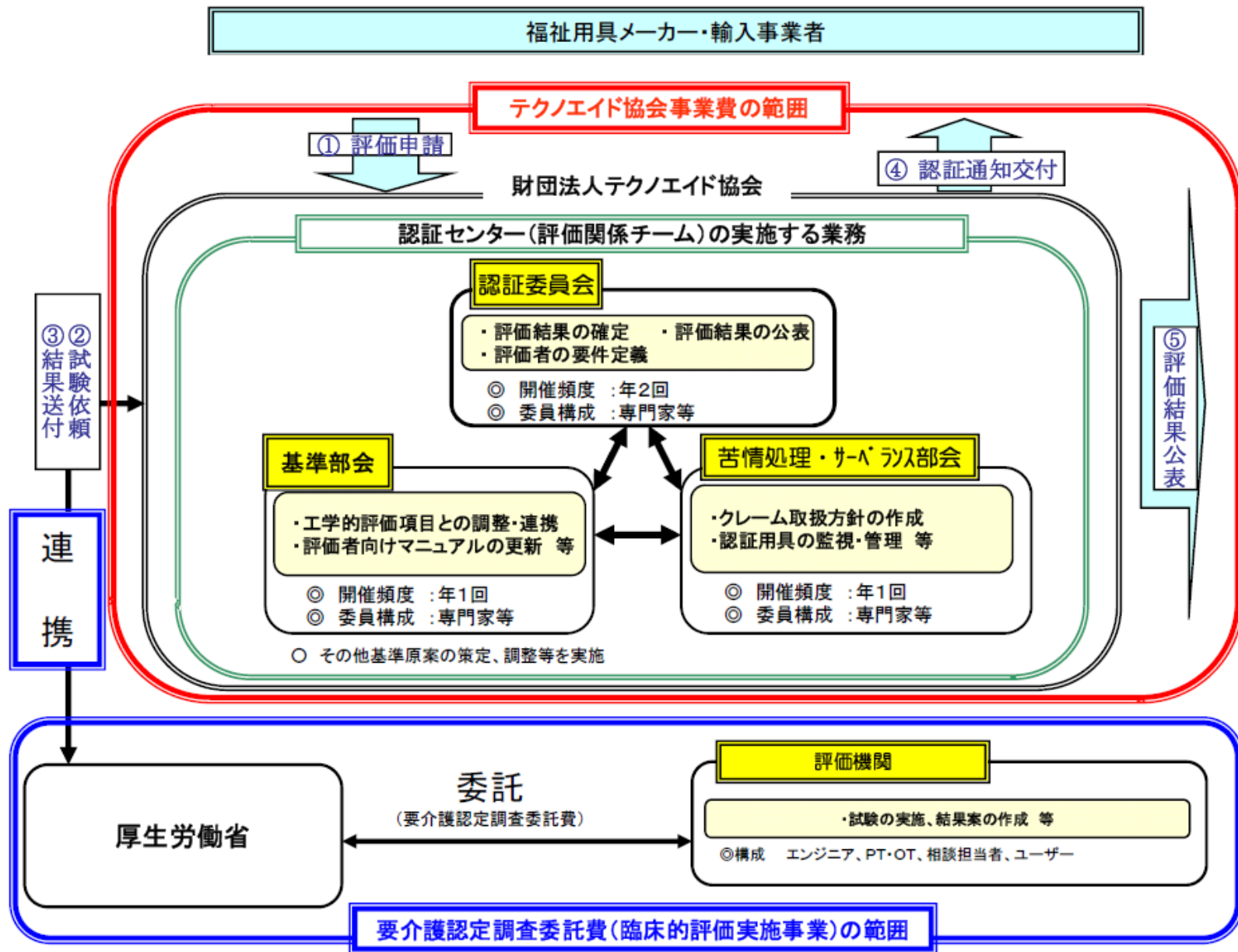
※ 受審するためには、JISマークの認定を受けていることが要件となる

3. 評価の体制

申請された製品の評価は、厚生労働省が委託した評価機関において、エンジニア、OT・PT、適合経験者、当事者により構成されるチームにより行う。

平成21年度は、**第1号として41件**（全て特殊寝台）の臨床的評価の認証を行った。

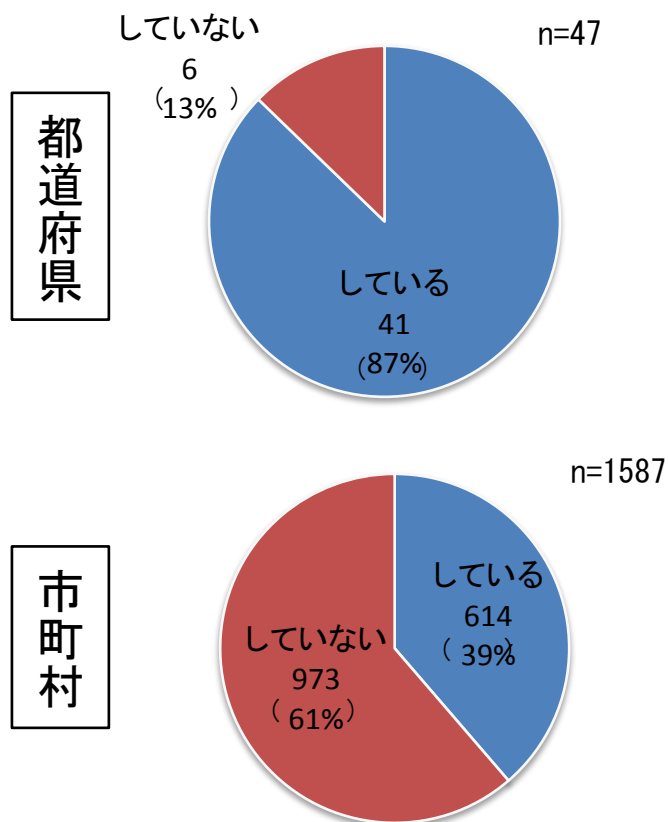
福祉用具臨床的評価事業の全体イメージ



【福祉用具の重大製品事故情報の提供】

- 消費者庁が公表した重大製品事故情報のうち福祉用具に係るものについて、厚生労働省から都道府県に対して情報提供を行うとともに、都道府県及び市町村から管内の関係団体や事業者に対する情報提供を依頼。
- 情報提供の状況について調査を行ったところ、関係機関等に対する事故情報の情報提供状況は、都道府県41か所(87%)、市町村614か所(39%)であった。

● 事故情報を関係機関等へ適宜情報提供してるか



● どこに情報提供を行っているか。(複数回答あり)

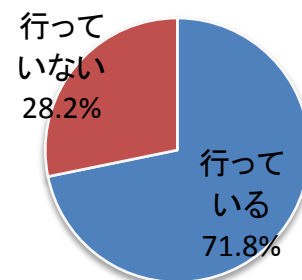
	都道府県 (n=41)		市町村 (n=614)	
情報提供先	実施数	割合	実施数	割合
用具貸与・ケアマネ事業所	21	51%	466	76%
用具貸与事業所	13	32%	43	7%
ケアマネ事業所	1	2%	277	45%
どちらも送付	7	17%	146	24%
その他の事業所	5	12%	187	30%
介護保険施設	11	27%	200	33%
利用者	0	0%	12	2%
その他	12	29%	53	9%

【福祉用具貸与事業者における安全対策等への取り組み状況】

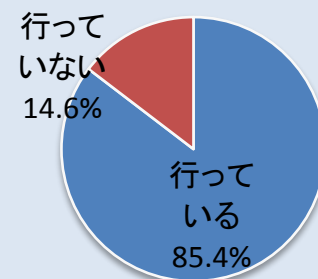
- 福祉用具の利用にあたっての事故防止のための注意事項について、約3割の事業所では、説明を行ったことが確認できなかった。
- 福祉用具の事故防止等に係る従業者に対する研修が行われている事業所は、約5割である。
- 介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合に対応する損害賠償保険について、94%の事業所で加入されている。

福祉用具の利用にあたっての、事故防止のための注意事項について、利用者又はその家族に説明している。

〔福祉用具の利用にあたっての、事故防止のための注意事項についての説明を行ったことが確認できる文書に、利用者又は家族の署名がある。〕



利用者に交付する文書の中で、事故発生、福祉用具の故障等緊急時の連絡先を明記している。



事故防止、事故発生、福祉用具の故障等利用者の居宅における緊急時の対応に関する従業者に対する研修を行っている。

